**検査の実施に関するＱ＆Ａ**

|  |
| --- |
| Ｑ１　検査機関にＰＣＲ検査を依頼する際の梱包はどのようにするのか？また、梱包資材はどのように入手するのか？ |

Ａ１　検体の梱包は、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（国立感染症研究所）の「◇基本三重梱包の手順と輸送」に基づき実施してください。

　　　なお、オーバーパック（四次容器）への収納については、各検査機関により対応が異なることから、検査を委託する検査機関にお問い合わせください。

また、梱包資材は、医療機関で準備する必要がある場合や検査機関側で指定する場合など検査機関ごとに対応が異なることから、委託する検査機関にお問い合わせください。



＜ＰＣＲ検査の委託が可能な検査機関のうち 福島県内で検体回収が可能な施設＞

（令和４年９月２８日時点）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取扱注意

|  |  |
| --- | --- |
| 株式会社江東微生物研究所 | （一社）茨城県薬剤師会検査センター |
| 株式会社昭和メディカルサイエンス | 東京PCR検査センター |
| 株式会社LSIメディエンス | 福岡PCR検査センター |
| 株式会社エスアールエル | 株式会社ナチュラリ東京PCR衛生検査所 |
| 株式会社ビー・エム・エル | 株式会社アイジェノミクス・ジャパン神戸ラボ |
| 株式会社保健科学研究所 | ㈱昭和メディカルサイエンス総合研究所 |
| 株式会社静環検査センター | しゃちほこ衛生検査所 |

※厚生労働省「検体回収が可能な民間検査機関一覧」から抜粋

※定期的な回収が難しい場合がありますので、検査を委託する検査機関に事前にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| Ｑ２　ＰＣＲ検査に必要な資材（スワブ、遠沈管等）の入手方法は？ |

Ａ２　検査機関に確認の上、自院で取引がある医薬品、医療材料等の販売代理店（卸売販売業者）等にお問い合わせください。

　　　また、Ｑ１の回答のとおり検査機関で指定する場合や検査機関より購入可能な場合もあるため、検査を委託する検査機関にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| Ｑ３　検体採取する際の感染予防策として、鼻咽頭と唾液では違いがあるのか？ |

Ａ３

|  |  |
| --- | --- |
| 検体別 | 感染予防のための装着するもの |
| サージカルマスク | 手袋 | ガウン | ゴーグル又はフェイスシールド |
| 鼻咽頭 | 　　　〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 唾液 | 　　　〇 | 〇 | － | － |
| 鼻腔(患者自己採取) | ○ | ○ | － | － |
| 鼻腔(医療従事者採取) | ○ | ○ | ○ | ○ |

|  |
| --- |
| Ｑ４　包括算定の対象となる患者に対し検査を実施した場合の検査料等の算定はどうすべきか？ |

Ａ４　該当患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合、別途、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料、並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定することができるとされています。詳細は厚生労働省事務連絡をご確認ください。

（参考：令和２年６月１５日付け事務連絡（厚生労働省保険局医療課）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その２２）」）

|  |
| --- |
| Ｑ５　公費負担者番号欄及び公費負担医療の受給者番号欄への記載はどうすべきか？ |

Ａ５　公費負担者番号の法別番号は「２８」とし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（８桁）を記載してください。（以下の表を参照。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施機関名 | 公費負担者番号 | 集計コード |
| 法別番号 | 都道府県番号 | 実施機関番号 | 検証番号 |
| 福島県（福島市、郡山市、いわき市を除く。） | 2　8 | 0　7 | 0　5　0 | 6 | 28070506 |
| 福島市 | 2　8 | 0　7 | 3　5　0 | 0 | 28073500 |
| 郡山市 | 2　8 | 0　7 | 1　5　0 | 4 | 28071504 |
| いわき市 | 2　8 | 0　7 | 2　5　0 | 2 | 28072502 |

　　公費負担医療の受給者番号は、「9999996（７桁）」を記載してください。

（参考：令和２年５月１３日付け保医発0513第２号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」）

|  |
| --- |
| Ｑ６　新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約締結に関する委任状を提出後、いつから検査を実施してよいのか？ |

Ａ６　委任状を県医師会に提出した提出日から、検査が実施可能となります。

|  |
| --- |
| Ｑ７　別紙【契約の要件】及び「委任状」の新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件（チェック項目）に記載がある「疑い例が他の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けること。」は、患者を自家用車内に待機させて診察・検体採取する場合でも要件を満たしていると判断できるか？ |

Ａ７　院内での動線確保が困難な場合は、以下の方法による院内感染対策も可能と判断されます。

なお、以下の方法は医療法上の手続きが必要となる場合もありますので、事前に管轄保健所へご相談ください。

　　○ 診察室外（敷地内）での診察・検査

　　・ 医療機関の駐車場において患者が自家用車等に乗った状態で診療・検査を実施する。

・ 医療機関の敷地内で、必要に応じてプレハブや簡易テントを設置した上で診療・検査を実施する。

　　○時間的な分離

　　・ 診察時間のうちの一部を発熱等疑い患者の専用診察時間に設定する。

・ 発熱等疑い患者と一般患者の診療タイミングをずらし、接触機会を減らす。

また、これら以外の方法でも感染対策が可能と認められる場合もありますので、事前にご相談ください。